

第 28 回 千代田区住居表示審議会 資料

千代田区コミュニティ振興課

平成 25 年 12 月 17 日

目次

千代田区の住居表示実施状況	2
住居表示に関する法律の制定経緯について	3
千代田区等に提出された署名等について	5
住居表示実施に関する経緯要旨	9

千代田区の住居表示実施状況

千代田区の住居表示実施率

面積比	74.05%
人口比	50.49%
世帯比	52.57%

※平成 25 年 11 月 1 日現在の住民基本台帳統計調べ

【千代田区の町名一覧】

旧麴町区

い	飯田橋 一番町
う	内幸町
お	大手町
か	霞が関
き	紀尾井町 北の丸公園
く	九段北 九段南
こ	皇居外苑 麴町 五番町

さ	三番町
ち	千代田
な	永田町
に	二番町
は	隼町
ひ	日比谷公園 平河町
ふ	富士見
ま	丸の内
ゆ	有楽町
よ	四番町
ろ	六番町

旧神田区

い	岩本町
う	内神田
か	鍛冶町
	神田相生町
	神田淡路町
	神田和泉町
	神田岩本町
	神田小川町
	神田鍛冶町
	神田北乗物町
	神田紺屋町
	神田佐久間町
	神田佐久間河岸
	神田神保町
	神田須田町
	神田駿河台
神田多町	

か	神田司町
	神田富山町
	神田錦町
	神田西福田町
	神田練塀町
	神田花岡町
	神田東紺屋町
	神田東松下町
	神田平河町
	神田松永町
	神田美倉町
	神田美土代町
さ	猿樂町
そ	外神田
に	西神田
ひ	東神田 一ツ橋
み	三崎町

※網掛けは住居表示未実施地区

【参考 住所の表記例】

住居表示実施地区 → 千代田区 ○○町 一丁目 2番 3号

住居表示未実施地区 → 千代田区 ○○町 一丁目 2番地

住居表示に関する法律の制定経緯について

年代	出来事
明治～ 住居表示実施前	<p data-bbox="491 271 1356 360">住所を表示するものとして<u>土地ごとに番号をふる地番</u>を使用</p> <div data-bbox="491 383 1356 790" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="512 398 671 432">地番とは…</p> <p data-bbox="512 450 1334 577">明治の初年に徴税の目的で土地の所有者ごとに付けた整理番号であり、建物を探すというような社会生活の面は考慮されていない。</p> <p data-bbox="512 595 1334 768">最初のうちは順序良く並んでいたが、土地の売買等の理由で所有関係が変わる度に整理され、次第に飛び番地・欠番地が発生し、誰にとってもわかりやすいものではなくなった。</p> </div> <div data-bbox="233 837 1353 1070" style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="253 909 1331 1014">地番を使用した住所の表示は来訪者等にわかりづらく、大事な冠婚葬祭に間に合わない、郵便や電報等の遅配等の問題が生じた。</p> </div>
昭和 37 年 5 月 10 日	<p data-bbox="491 1167 1350 1305">住居の表示に係る諸種の混乱、障害を解消することで市民生活の便宜を向上させ、もって公共の福祉の増進に資するため<u>住居表示に関する法律</u>を制定</p> <div data-bbox="491 1317 1356 1541" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="512 1332 932 1366">住居表示に関する法律とは…</p> <p data-bbox="512 1384 1334 1512">合理的な住居表示制度の確立及び住居表示の実施に必要な措置の制定を行うための法律。この法律に基づき、各地域において住居表示が実施された。</p> </div>
住居表示実施後	<p data-bbox="491 1570 1350 1659">住所を表示するものとして<u>建物ごとに番号をふる住居表示</u>を使用</p> <div data-bbox="491 1682 1356 1995" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="512 1697 740 1731">住居表示とは…</p> <p data-bbox="512 1749 1334 1877">住居表示に関する法律に基づく住所の表記方法で、あらかじめ定めた基準に基づき建物の出入り口の位置により番号を決定する。</p> <p data-bbox="512 1895 1334 1973">住所の表し方として、住居表示を用いることで、建物を探し出すことが容易になった。</p> </div>

【住居表示制度の解説抜粋（昭和 38 年 4 月 1 日初版発行 自治省振興課編）】

住居表示に関する法律（昭和 37 年 5 月 10 日）

（目的）

第一条 この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

現在わが国の住居表示は、住居表示に関する法律に基づく街区符号及び住居番号等を用いる方法と町名地番を用いる方法とが混在している。このうち町名地番を用いる方法は、市街化が進んでいる地域及び、飛地のある地域等において住居の表示を分かりにくいものとしている。この原因としてはまず「土地の番号」である地番がその本来の目的である「土地の番号」の性格をこえて住所を表示する目的に転用されていることから、地番そのものが分合等を繰り返して複雑となっているところ、地番区域が広すぎるところ及び地番が順序に並んでいないところでは、住居の表示も分かりにくいものとなる。次に町名についていえば、同一町名が多数存在すること、町界が錯綜し又は飛地があること等により、住居の表示を分かりにくいものとしている。

このため、このような地域においては、住居が、分からないことにより大事な冠婚葬祭に間に合わなかったり郵便、電報等の遅配を生じたりしている。

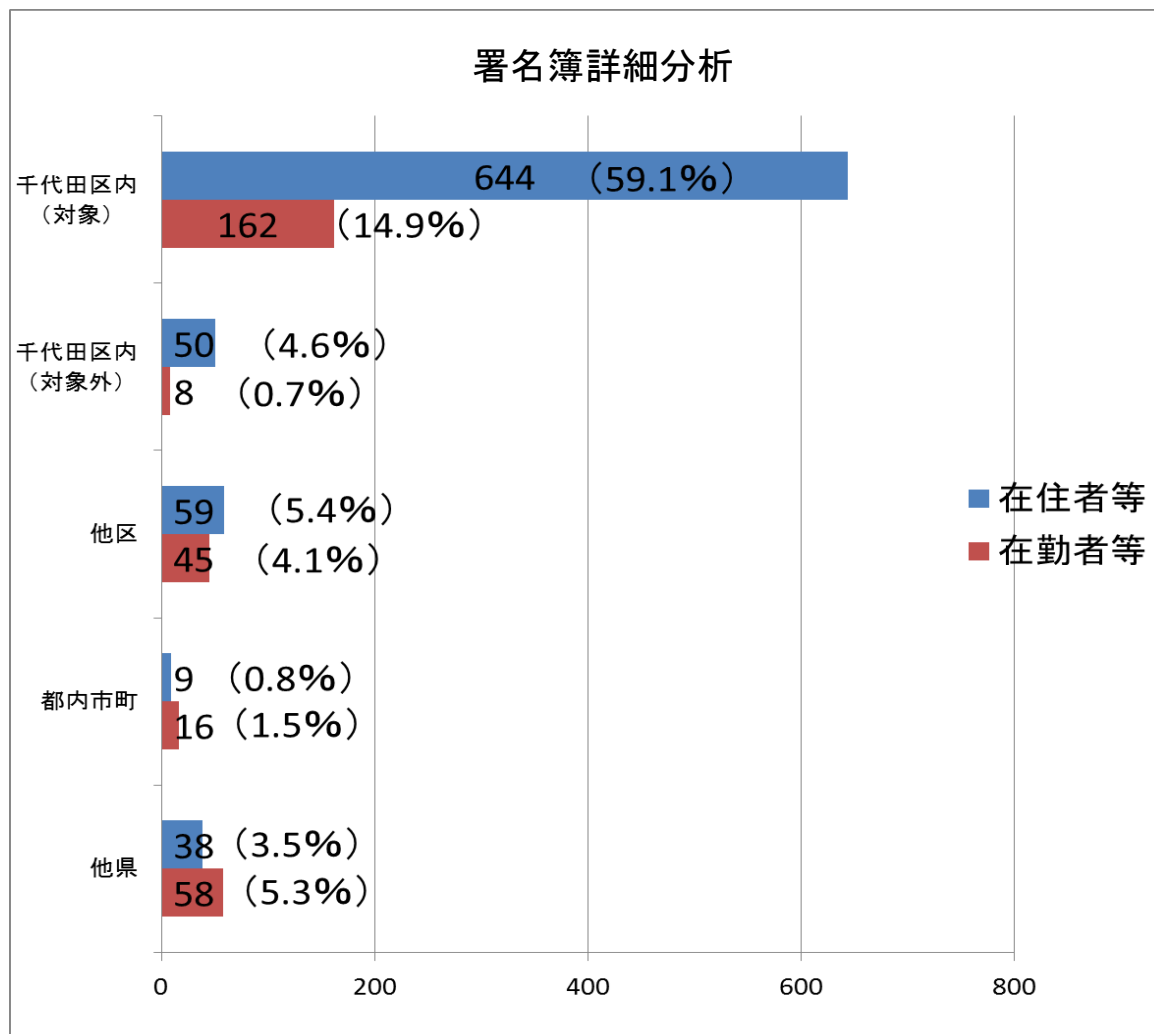
住居表示に関する法律は、このような状態を解消するために、昭和 37 年に制定されたものである。

本法の目的は、合理的な住居表示制度の確立及び住居表示の実施に必要な措置の制定を通して、住居表示に係る諸種の混乱、障害を解消することで、市民生活の便宜を向上させ、もつて公共福祉の増進に資することである。

千代田区等に提出された署名等について

1. 平成 16 年 11 月 15 日受理 賛成署名¹

件名：三崎町並びに猿楽町の住居表示における神田の冠称復活に関する要望書
 提出者：神保町地区町会連合会会長
 受理日：平成 16 年 11 月 15 日 千代田区受理
 署名数：1,099 筆（提出者集計）、1,089 筆（事務局集計）



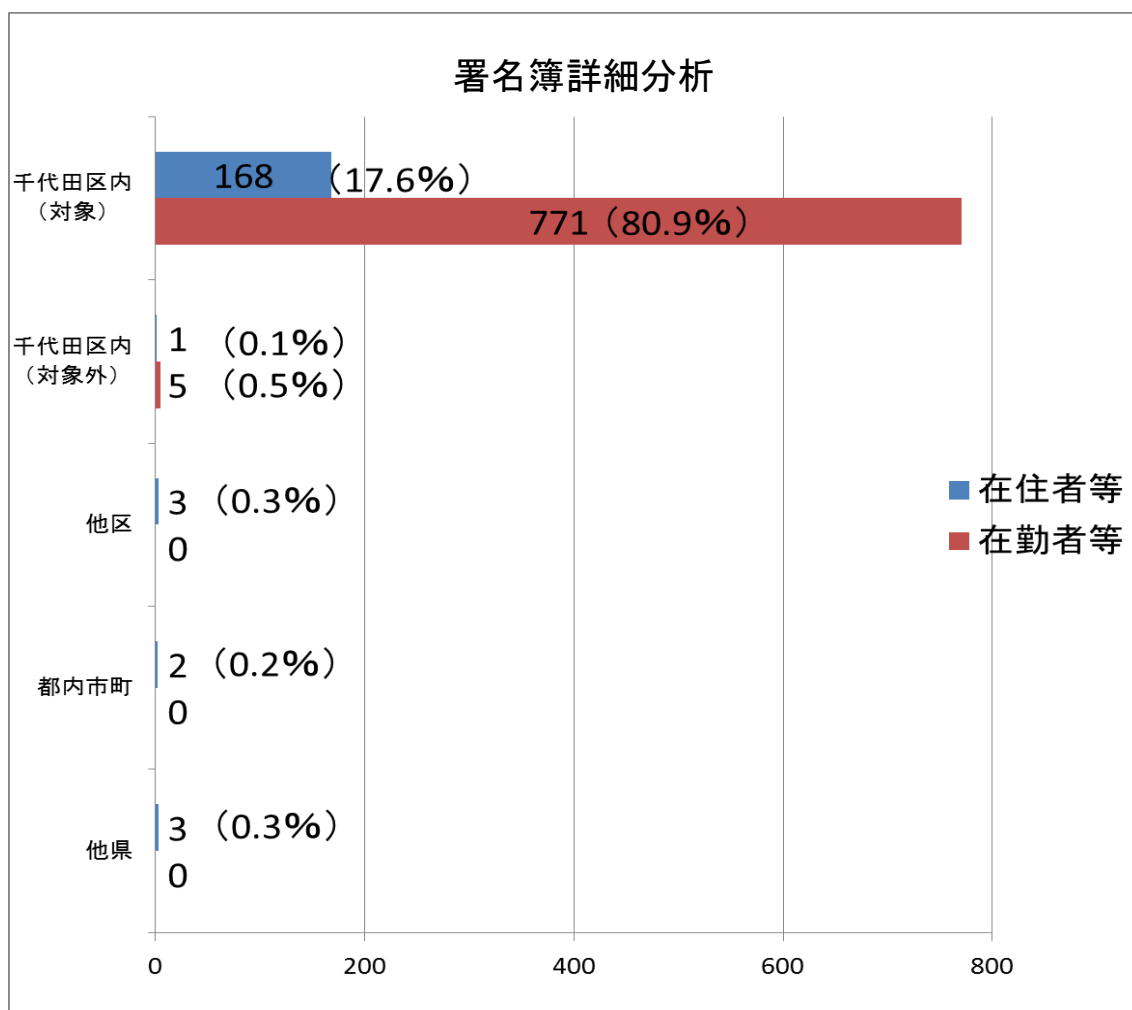
(単位 件)

区分	在住者等		在勤者等		計	
千代田区内(対象)	644	59.1%	162 (105所)	14.9%	806	74.0%
千代田区内(対象外)	50	4.6%	8 (4所)	0.7%	58	5.3%
他区	59	5.4%	45 (2所)	4.1%	104	9.6%
都内市町	9	0.8%	16 (0所)	1.5%	25	2.3%
他県	38	3.5%	58 (3所)	5.3%	96	8.8%
計	800	73.5%	289 (114所)	26.5%	1,089	100.0%

※千代田区三崎町及び猿楽町を対象地域とする。

2. 平成19年12月19日受理 反対署名¹

件名：「住所変更したくない」人の署名の件
 提出者：「住所変更したくない」方々
 受理日：平成19年12月19日 千代田区受理
 署名数：1,481筆（提出者集計）、953筆（事務局集計）



区分	在住者等		在勤者等		計	
千代田区内(対象)	168	17.6%	771 (98所)	80.9%	939	98.5%
千代田区内(対象外)	1	0.1%	5 (2所)	0.5%	6	0.6%
他区	3	0.3%	0 (0所)	0.0%	3	0.3%
都内市町	2	0.2%	0 (0所)	0.0%	2	0.2%
他県	3	0.3%	0 (0所)	0.0%	3	0.3%
計	177	18.6%	776 (100所)	81.4%	953	100.0%

※千代田区三崎町及び猿楽町を対象地域とする。

¹ 署名の集計は以下のルールにより行った。

- ① 住所及び名前もしくは法人名の記載があるものを1筆と数える。
- ② 事業所かどうか判別できない場合は個人として集計

3. 平成 25 年 4 月 30 日受理 反対署名

件 名：三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応等を求める陳情

提出者：「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会

受理日：平成 25 年 4 月 30 日 千代田区議会受理

署名数：5,603 筆（提出者集計）

本署名簿については、平成 25 年 11 月 28 日に「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会代表者より「署名簿の提供先は千代田区議会のみであり、どのような形であってもコミュニティ振興課が署名簿を使用することは認めない。」旨の申し出があったため、詳細な分析を行えない。

4. 平成 25 年 10 月 17 日受理 賛成要望書

件 名：「神田冠称復活」の早期実現を求める要望書

提出者：要望者 三崎町一丁目町会長他 2 名

賛同者 神保町一丁目町会長他 8 名 計 12 名

受理日：平成 25 年 10 月 17 日 千代田区受理

要望者

三崎町一丁目町会長

神田猿楽町会長

神田三崎町会長

賛同者

神保町一丁目町会長

西神田町会長

神保町一丁目北部町会長

西神田三丁目町会長

神西町会長

一神町会長

北神町会長

駿河台西町会長

神保町三丁目町会長

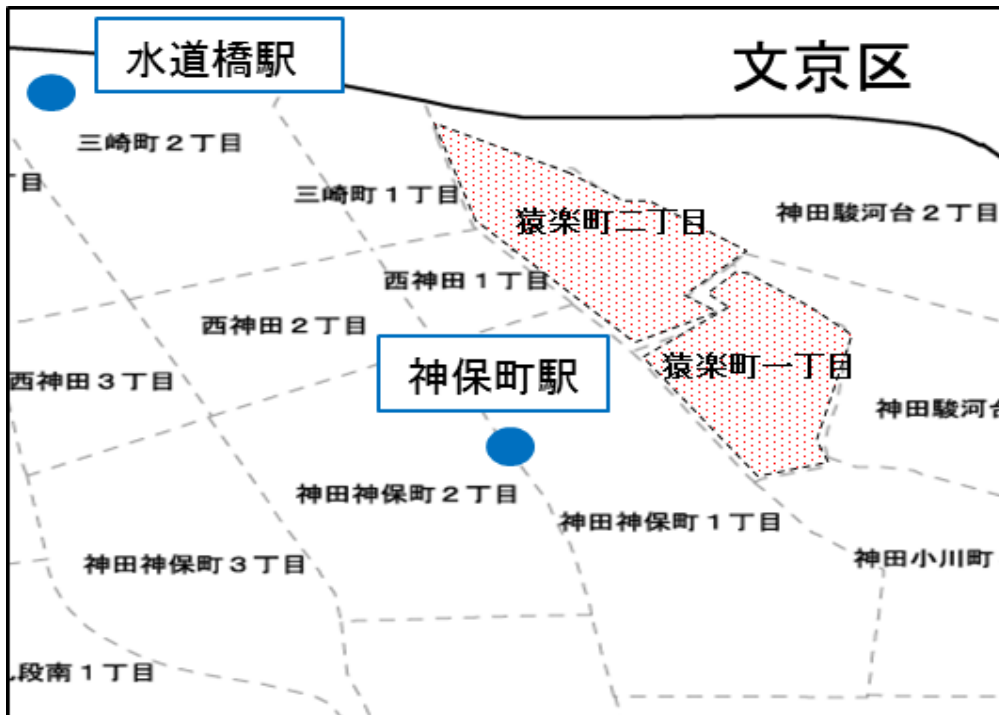
区分	在住者等		在勤者等			計	
	人数	割合	人数	所数	割合	人数	割合
千代田区内(対象)	3	25.0%	0	(0所)	0.0%	3	25.0%
千代田区内(対象外)	9	75.0%	0	(0所)	0.0%	9	75.0%
他区	0	0.0%	0	(0所)	0.0%	0	0.0%
都内市町	0	0.0%	0	(0所)	0.0%	0	0.0%
他県	0	0.0%	0	(0所)	0.0%	0	0.0%
計	12	100.0%	0	(0所)	0.0%	12	100.0%

※千代田区三崎町及び猿楽町を対象地域とする。

住居表示実施に関する経緯要旨

1. 猿楽町

- ① 当初は、神保町一～三丁目を延長して、四～六丁目までとし、現在の神田猿楽町地区は神保町六丁目の予定だった。
- ② しかし、“猿楽”という由緒ある名前を消すのはしのびないということで、住民にアンケートをとったところ全住民が猿楽町を主張
- ③ そのため、神田猿楽町地区は神保町六丁目ではなく、猿楽町一～二丁目という住居表示にする案が提出
- ④ 第17回千代田区住居表示審議会において、「猿楽町」の名称が他区にも存在しまぎらわしいという点が議論になったが、前例²もあり、由緒ある名称のためできる限り存続させたいということで、上記案が決議された。



²港区及び目黒区における「三田」、大田区、江戸川区及び中野区における「中央」

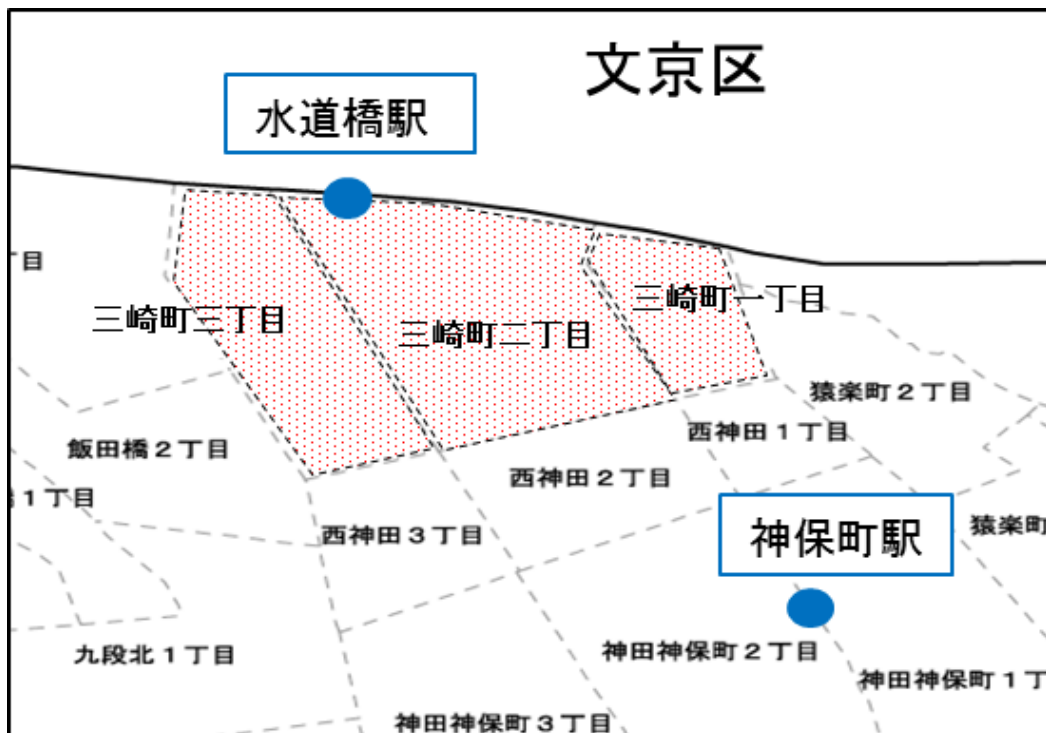
【詳細】

日付	出来事	議事概要/詳細
昭和43年 8月15日	<p style="text-align: center;">第17回 千代田区住居表示審議会</p>	<p>委：「当初は、神保町1、2、3丁目を延長して、4、5、6丁目までにして、現在の神田猿楽町地区は神保町6丁目の予定でした。が、やはり、“猿楽”という由緒ある町名を消すのは、しのびないということで。住民にアンケートをとったところ、全住民が猿楽町を主張したため、神保町6丁目を取り下げ、そのまま存続ということになり、今回の審議となった」</p> <p>区：「問題点として、町の名称についてですが、これは神田猿楽町1、2丁目を「神田」をとって、猿楽町1、2丁目としたということ」</p> <p>区：「「猿楽町」の名称が他区にもあって、まぎらわしいという点についてですが、これは渋谷区にも単独で「猿楽町」という同一名称があります。…他区の例で「三田」という名称を港区と目黒区で、「中央」という名称を大田区、江戸川区、中野区で夫々実施に当たり採用しております。このように前例もあることですし、由緒ある名称でありますのでできるだけ、存続させたいということでご審議をお願いいたします。」</p> <p>会：「以上のような問題点については、地元の要望で、猿楽町存続ということになりましたので、問題はないと思われます。」</p> <p style="text-align: center;">“異議なし” の声全員よりあり。</p>
昭和44年 4月1日	<p style="text-align: center;">猿楽町について 住居表示実施</p>	<p>猿楽町地域について住居表示が実施され、猿楽町一丁目～二丁目となった。</p>

※長=区長 会=住居表示審議会会長
 委=住居表示審議会委員 区=千代田区事務局

2. 三崎町

- ① 第12回住居表示審議会において、住居表示実施前の神田三崎町を含む地域を、「西神田一丁目～五丁目」とする決議
- ② 地域合意が整ったため上記決議がされたはずだったが、区議会における議決直前に、三崎町存続を求める陳情が提出された。
しかし、区議会は陳情を不採択とし、原案通り議決
- ③ 区長からの再提案を受け、住民の声を反映させるため、第14回住居表示審議会において、再度審議し「西神田一丁目～三丁目、三崎町一丁目～三丁目」とする決議。その後区議会で議決され、昭和42年4月1日住居表示を実施



【詳細】

日付	出来事	議事概要/詳細
昭和40年 3月8日	第8回 千代田区住居表示審議会 (三崎町、西神田地域に いての現状報告)	委：「三崎町、西神田地域の町名の問題ですが、現在の神田三崎町という名称は可、三崎町では不可という者も多く、最近実施された東神田に対して西神田とするという意見の方も多いようでございます。」
昭和41年 5月24日	第10回 千代田区住居表示審議会 (住居表示実施に際し三崎町、西神田地域を一本化する議論)	委：「西神田、三崎町も、目下一本化にすべく調整中でございます。…王手をかけたかどうかという処まで言っております。…アンケートをとりなどして、煮つめておりますが、町会長も一時はつるし上げられる等、時間がかかっている現状でございます。」
昭和41年 8月29日	第11回 千代田区住居表示審議会 (住居表示実施に際し三崎町、西神田地域を西神田に一本化する合意が整った旨報告)	委：「三崎町、西神田地域についてですが、三崎町はアンケートをとって、地元の意見をきいたり、又青年団の西神田反対等もありましたが、一年がかりでやっと大同団結し「西神田」として6月25日の全体委員会にかけ、決めていただきました。」 ※全体会議：神保町地区の町会大小にかかわらず一町4名ずつ計60名選出した人々が委員となる会議
昭和41年 9月22日	第12回 千代田区住居表示審議会 (三崎町、西神田地域の住居表示実施内容詳細の決定)	委：「西神田・三崎町は(全体会議の)分科会となり、町名検討に入った…。三崎町は、当時大変な騒ぎで、これを固執するのが85%で、西神田にも呼びかけたが、結局話し合いが進まず一年を経過…。最終的には、大同団結を見るに至り、この6月の全体会議で了承を得た…。」 会：「それでは、西神田一～五丁目はいかがでしょうか。」 全員異議なし 満場一致決定(全員)
昭和41年 9月27日	第三回区議会定例会 に対する議案提出	町の区域及び名称の変更について(西神田一丁目～五丁目)の議案提出
昭和41年 10月3日	三崎町町名存続の 陳情書提出	9月より三崎町町名存続運動が発生しており、上記議案の議決直前に三崎町町名存続を求める陳情書が提出された。
昭和41年 10月4日	第三回区議会定例会にお ける陳情不採択及び議決	上記陳情の不採択及び町の区域及び名称の変更について(西神田一丁目～五丁目)の議決

※長＝区長 会＝住居表示審議会会長

委＝住居表示審議会議員 区＝千代田区事務局

日付	出来事	議事概要/詳細
昭和41年 11月21日	<p style="text-align: center;">第14回 千代田区住居表示審議会</p> <p>(三崎町町名存続運動を受け、三崎町、西神田地域の住居表示実施内容変更についての確認)</p>	<p>長：「三崎町問題につきまして…議案として、区議会に提案されて、区民厚生委員会に付託され審議されて答申を正しいものとして、…原案通り賛成を得、これを本会議にかけ…33名の絶対多数の賛成を得、可決したものであります。ところが、その直前…三崎町存続の代表数人の方々が来られ、西神田には反対という陳情があった…この時は、全体の声とみなすわけにはいかず、原案通り可決された」</p> <p>長：「民主主義のルールに則した住民の声を反映させねばならないと、議会と慎重にご相談申し上げ…先般の議決を棚上げにして、もう一度再決して都に届出するので、よろしく告示を願いたい。違法ならば私は辞めるとも申して置きました。」</p> <p>会：「先程の経過を辿りまして、区長から再提案というものの…。西神田一～三丁目と、三崎町一～三丁目という、街画式を貫いた形となったもの…区長から、このように、諮問第8号が出されたものでございますので、よろしくご審議願いたい」</p> <p>委：「例外とかそういうことでなく、無条件で、全会一致で承認したいと思います。」</p> <p>拍手、了承決定される(全員)</p> <p>※三崎町問題：第12回審議会で承認された内容に関する問題</p>
昭和41年 11月22日	<p style="text-align: center;">第4回区議会定例会 における議決</p>	<p>町の区域及び名称の変更について(西神田一丁目～三丁目、三崎町一丁目～三丁目)変更・再議決</p>
昭和41年 11月30日	<p style="text-align: center;">第15回 千代田区住居表示審議会</p> <p>(三崎町の住居表示に関する経過報告)</p>	<p>区：「先般の三崎町、西神田の件につきまして、昨日区長より辞職願が区議会議長に出されました」</p> <p>委：「私共によって、区長の諮問事項である三崎町・西神田の問題が審議され、これを答申、また答申に基づいて最終的に区議会が議決したもの…善意から出発したものがかような結果をもたらした。去る14回の審議会でも全員により承認されたものですから、委員全員の責任。委員の決議において、区長留任を要望いたします。」</p> <p>全員により区長へ留任方懇請する(全員)</p> <p>会：「議会が開会中でございますので住居表示の議案の進捗状況を一寸申し上げておきます。…西神田一丁目～三丁目並びに三崎町一丁目～三丁目は、42.4.1実施の議決を去る22日に得ました。」</p>
昭和41年 12月8日	<p style="text-align: center;">西神田・三崎町の住居表示 に関する区長声明文発表</p>	<p>詳細は別紙の通り</p>
昭和42年 4月1日	<p style="text-align: center;">三崎町について 住居表示実施</p>	<p>三崎町地域について住居表示が実施され、三崎町一丁目～三丁目となった。</p>

【区長声明文（昭和41年12月8日号「区のお知らせ」掲載）】

第3節 くらしの安定と向上

区長声明文

西神田・三崎町の住居表示について

今回「西神田・三崎町地区」の住居表示案を実施するにあたり、区民の皆様のお了解をたまりたく、ここに、その経過と所信をあきらかにしたいと存じます。

さる9月定例区議会に神田三崎町および西神田の地域をもって、「西神田」と提案いたしました住居表示案は、区議会において一名を除く絶対多数の御賛成を得ました。

この議決を得ますまでは、二年有余にわたり、地元の多くのひとびとが、町を愛し、過去の歴史を敬びつつ、法に基づき将来の町のあり方を考えながら、熱心な御討議を重ねられてまいりました。

このすべてのひとびとが、いささかの私心もなく、善意をもって行動し、公共の福祉増進に資するために出された結論が、住民の意に満たされないものとして、また、住民の正しい声の反映でないものとして反対の声となり、それが日増しに激しくなつたのであります。このときあたり、私は、法律を正しく執行する機関の長として、法律を守り、なおかつ、住民の声を生かす民主主義にのっとりた方法について深く思い悩み区議会を初めとし、関係各方面とも慎重に協議いたしました。

このことは、既に、反対の声の高まった時点においては、もはや、その声を生かすべがないと考えられたからであります。

しかし、時間的に問題があるとしても、住民多数の声という事実のあることを考えたとき、私は、その声をとりあげ、これを生かすことに全力を注ぎました。

そして私は、私の長年歩んできた道である政治的常識に基づき、五つの条件を出し、これがかなえられた場合には、法律には違反していないものの、内外の影響を考えると、好ましいことではなく、ことに朝令暮改のそしりを受ける悪例となるおそれがあるかも知れませんが、住民の声を生かし、区、区議会、区民の融和をはかることを念願とする私にとって、残されたただ一つの解決の道、再提案に断切の決意を新たにいたしました。

前述の条件の中には、もちろん、絶対多数によって議決された案を、実質的に変更するものであるため、住民の意思の代表である区議会が納得の上、全会一致、即ち、全区民の要望なりとして、要請されることを要件といたしました。

私の出しました五つの条件が各方面の協力によって入れられ、今日の提案となった次第であります。提案の内容も、面積の点においてやや難点のある外は、基本的な境界線を守り、千代田区住居表示整備実施基準にのっとりたものであります。

しかし、西神田・三崎町地区の住居表示に関し、試案提示後、議会提案までの二年有余の間、この地区の反対の声が住民より一度も私に聞かされなかったこと、および住民感情に反した結果を招いたことは、「血のかよった区政」を公約し、努力している私としては、痛恨の極みであります。

また、過程において、法律的に何ら誤りがなくとも、生じた混乱不安に対する道義的責任の全部は、私が負うべきものと深く反省しております。

区長室の扉は、四季を通じ常時開放いたしております。何時でもなまの皆様のお声を聞かせ

第2章 地域の振興

くださいますようお願いいたします。

なお今後の住居表示のあり方につきましては、事前に住民の声を充分にお聞きし、慎重を期して推進いたす所存ではありますが、今後とも明るい血のかよった区政に関心を持っていただくことを熱望いたし、あわせて御理解と、御協力を切に望むものであります。

ここに、このたびの西神田・三崎町地区の住居表示問題について、その経過を発表するとともに、区民各位の御了解をお願いする次第であります。

※出典：新編 千代田区史 区政史編（平成10年3月31日発行）

【参考：区長の提示する五条件】

1. 本件は、好ましいことではないが、議会全体から要求があれば、再提案もやむを得ない。
2. ただし、三崎町を残すことによって、三崎町民のうち、西神田希望者、西神田地区の反対のないことが条件である。
3. 区域については、区案によること。
4. 連合町会長ほか地元審議委員に対して住民が責任をとらしめないこと。
5. 実施時期は、来年4月とする。